

大和市告示第209号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月15日

大和市長 古谷田 力

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法人」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

第4条第1号中「。以下同じ」を削る。

第5条第1号中「第17条第1項」を「第2条第7項」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条の見出しを「（証明書交付サービスを提供する日時等）」に改め、同条第1項中「を休止する日は、12月29日から翌年の1月3日まで」を「は、無休」に改め、同条第3項中「証明書交付サービスの」を「臨時に」に、「及び」を「を定め、又は」に改め、「臨時に」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする改正規定は、令和7年12月25日から施行する。